

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年（2016年）9月9日

(2) 事故発生場所

東京都中野区丸山二丁目27番16号

(3) 事故発生状況

区の職員である保育士3名が、1歳児保育室にて相手方を含む11名の園児を保育していたところ、相手方が転倒し、当該1歳児保育室に設置していたカラーボックスの角に顔面を打ちつけた。この事故により、相手方は、鼻挫創を負った。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害109,874円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち災害共済給付により独立行政法人日本スポーツ振興センターから相手方へ治療費等の内払として支払った11,084円を除く98,790円について、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）8月10日

5 区の賠償責任

本件事故は、1歳児保育室に設置していたカラーボックスの角にカバーをするなどの安全対策が講じられていなかったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計109,874円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金のうち独立行政法人日本スポーツ振興センターから相手方へ治療費等の内払として支払った金額を除く98,790円は、特別区自治体総合賠償責任保険により補填され

る見込みである。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。
- (2) 上記カラーボックスを撤去するとともに、区内の保育園において、柵等について安全対策が講じられていない箇所がないかを調査し、対策を行った。

【報告案件2】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年（2017年）5月15日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目6番地付近

(3) 事故発生状況

区立中学校の野球部の打撃練習中に、打球が同校敷地に設置されている防球フェンスを越えてしまい、当該打球が相手方の自宅の雨樋に当たり、当該雨樋が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害40,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）9月1日

5 区の賠償責任

本件事故は、打撃練習時における飛球対策が不十分なため発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の自宅の雨樋の修理費用40,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される見込みである。

7 事故後の対応について

- (1) 打球が防球フェンスを超えないように、打撃練習の方法を変更した。
- (2) 教育委員会から各区立中学校の校長に対し、部活動中における事故についての注意喚起を行った。